

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するQ&amp;A

2016.12改正

No.	質問	回答
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護とは、どのようなサービスか。	日中・夜間を通して、1日複数回、訪問介護と訪問看護を定期的・一体的に利用できるサービスである。ただし、訪問看護サービスを利用するためには、医師の指示書が必要となる。 また、通信端末等により事業所のオペレーターと24時間いつでも通話できることから、利用者の要請に応じて、必要があれば随時の訪問サービスも利用できる。 基本的には、訪問介護サービス(通院等乗降介助を除く)と同様のサービスを利用できるが、家族などによる協力やインフォーマルサービスを組み合わせることで包括的な支援が可能となる。 利用料金は1か月の定額となっているため、利用者の状況に併せて、必要な時に必要な時間のサービスが利用できる。 なお、有料老人ホームなどに併設している場合は、施設の職員が住宅サービスを、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職員が介護サービスを提供することになる。
2	どのような方が利用するサービスなのか。	このサービスは、利用者の心身状況・生活状況により柔軟な組み合わせを可能とするサービスであることから、以下のような利用方法が想定される。 ① 退院後の在宅生活のための環境整備 ② (訪問看護サービス利用時のみ)インスリン注射や服薬の管理 ③ 日中および就寝中の排泄介助 ④ 日中の独居利用者の安否確認 ⑤ 水分補給の確認や調理・配膳・摂取の確認 ⑥ 在宅での看取り など
3	要介護認定を受けた方のみが利用できるのか。	そのとおり。非該当、要支援1、要支援2の場合は利用できない。 なお、利用者の身体状況が悪化した場合は、区分変更をし、適切な介護認定を受けるよう働きかけなければならない。
4	サービス提供エリアは決まっているのか。	随時訪問サービスについては、事業所から利用者宅まで、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めることが規定されている。 本市の事業所の中には、人員配置上30分よりも短時間で駆けつけられるようエリアを絞っている事業所があることから、利用に当たっては、サービス提供が可能な地域であることを確認する必要がある。
5	オペレーターへ通報する通信機器はどのような機器か。	利用者宅の電話回線を利用した機器、携帯電話、テレビ電話など事業所により配布される機器はさまざまである。いずれの機器も利用者が容易に通報することができ、オペレーターと双方向で会話することが可能である。 なお、設置料、リース料、保守料などは事業所が負担するが、利用者からの通報に係る通信料(電話料金)は利用者負担となる。
6	事業所は必ず合鍵を預かるのか。	個別に、必要に応じて合鍵を預かることになる。事業所が合鍵を預かる場合の管理方法について、基準で規定されている。 ※ キーボックスを利用者宅の玄関などに設置している事業所もある。
7	1日複数回の訪問が可能とあるが、訪問回数の上限や下限はあるのか。	1日当たりの訪問回数の上限等の定めはないが、適切なアセスメントに基づき、利用者にとって必要な訪問回数が設定されるものである。 介護職員の配置上、家事などの生活援助について、短時間に分割してサービス提供する場合がある。
8	一体型の事業所には、訪問看護事業所が併設されているのか。	必ずしも、訪問看護事業所が併設されているわけではなく、人員配置基準による看護師等が配置されているということである。
9	このサービスを利用する場合のケアマネジャーは、どこの事業所のケアマネジャーでもよいのか。	他の介護保険サービスと同様、いずれの居宅介護支援事業所に依頼してもよい。
10	このサービスを利用中に1日の訪問回数を減らすなど、当初の計画内容を変更する場合は、居宅サービス計画を変更してからでないと対応できないのか。	居宅サービス計画を変更しなくても利用回数を減らすなどの変更に対応できる。利用者の心身状況に応じた柔軟なサービス提供が求められていることから、居宅サービス計画の内容を踏まえたうえで、事業所が具体的なサービス内容や提供回数を定めたり、変更したりできるものである。なお、修正した計画については、ケアマネジャーに報告し、常に綿密な連携を図る必要がある。
11	このサービスにおける訪問介護の内容は、従来の訪問介護の身体介護と生活援助と同様か。	従来の訪問介護と同様である。これに加え、短時間の安否確認、健康チェック、見守りのみであっても差し支えない。このサービスは、身体介護を中心とした1日複数回の定期訪問と生活援助を組み合わせるもので行うものである。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するQ&amp;A

2016.12改正

No.	質問	回答
12	現在、従来の訪問介護を利用しているが、このサービスを併用して利用できるか。	併用して利用することはできない。 訪問介護(通院等乗降介助を除く)サービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと内容が重複するため併用利用はできない。
13	このサービスは、20分未満などの短時間のサービスに限られるのか。また、訪問介護と同様、それぞれのサービス提供ごとに概ね2時間の間隔をあける必要があるのか。	適切なアセスメントに基づいて、1回あたりのサービス内容に対応した柔軟な時間設定をする必要があるため、短時間のサービスに限定するものではない。また、それぞれのサービス提供ごとに時間間隔をあける必要はない。
14	定期訪問を毎日利用しなければならないのか。	適切なアセスメントに基づいて、必要な訪問回数が設定されるため、利用しない日があっても差し支えない。例えば、デイサービスやショートステイなど他のサービスを利用している日などは、定期的な訪問介護の利用がないこともある。
15	デイサービスの利用日もこのサービスを利用することはできるのか。	利用することができる。 例えば、利用前の身支度などの介助、帰宅後の就寝準備のための介助などが想定される。
16	介護と看護の利用について、その利用割合に制限があるのか。	制限はない。 適切なアセスメントに基づき、利用者にとって、必要な介護と看護の訪問回数が設定されるものである。ただし、訪問看護の必要回数は、訪問看護指示書による。
17	訪問看護は必ず利用しなければならないのか。	訪問看護サービスは、主治の医師が交付する訪問看護指示書に基づき、利用するものである。
18	このサービスの生活援助について、同居の家族がいる場合であってもサービス提供できるのか。	従来の介護保険サービスと考え方は同じである。個々の利用者の状況に応じて、適切に判断することになる。
19	病院までの付添・介助はできるか。	「通院等乗降介助」はできないが、病院までの付添・介助(通院介助)は提供することができる。ただし、事業所によっては、介護職員の配置上、サービス提供が困難な場合がある。
20	病院内の付添・介助はできるか。	従来の訪問介護の取扱いと同様できない。
21	高齢夫婦世帯の場合、夫婦2人ともに、このサービスを利用することはできるのか。	夫婦それぞれと定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用契約を交わせれば、夫婦ともに利用することはできる。
22	同じヘルパーに毎回訪問してもらえるのか。	事業所の勤務体制により、訪問するヘルパーが変わる可能性はある。
23	介護給付費は1月あたりの定額であるが、定期的な訪問介護を利用しない日があっても変わらないのか。	サービスを利用しない日があっても1月あたりの定額となる。 ただし、契約日(または契約終了日)が月の途中の場合は、当該月のみ日割り計算を行う。
24	このサービスを利用する場合、デイサービスやショートステイを利用できなくなるのか。	利用できる。 この場合は、以下のとおり取扱う。 ①通所系サービス (通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護) 所定単位数から、通所系サービスの利用日数に応じた規定の単位数を減じる。 ②短期入所系サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護) 短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く)に応じた日割り計算を行う。
25	1月あたりの定額報酬のほかに加算などはあるのか。	ある。 例えば、利用開始から起算して30日以内の期間に限り算定される初期加算(30単位/日)などがある。
26	随時訪問サービスを利用すると1月あたりの定額の介護給付費のほかに追加される費用があるのか。	追加される費用はない。 随時訪問サービスの利用も1月あたりの定額の介護給付費に含まれている。
27	月の途中で要介護状態区分が変更がされた場合、介護給付費はどのように算定するのか。	日割りで算定する。
28	医療保険の訪問看護を利用している場合、一体型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することはできるか。	提供できる。この場合、介護報酬告示1イ(1)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(I)(1)訪問看護サービスを行わない場合」を算定する。 なお、月の途中から医療保険の給付対象となる場合、または月の途中から医療保険の給付対象外となる場合には、医療保険の給付対象期間に応じて、日割り計算行なう。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するQ&amp;A

2016.12改正

No.	質問	回答
29	一体型事業所で、当初、訪問看護サービスを利用していなかったが、月の途中から、当該サービスを提供することになった場合、報酬算定はどのように行うのか。	「介護報酬告示1イ(1)訪問看護サービスを行わない場合」から、「同告示1イ(2)訪問看護サービスを行う場合」に、月の途中で変更となる場合は、日割り計算を行う。日割り単価に、それぞれの該当日数を乗じて、合算する。
30	訪問看護サービスについて、定期的に訪問する予定がない月も、「介護報酬告示1イ(2)訪問看護サービスを行う場合」の算定はできるか。	訪問看護サービスは、訪問看護指示書に基づいて定期的に提供される場合とオペレーター判断により随時に提供される場合が想定される。随時の訪問看護サービスのみが位置づけられている利用者について、月に1度もサービス提供が行われない場合は、同告示1イ(1)訪問看護サービスを行わない場合」を算定することとなる。
31	このサービスの利用者が、月を通じて1か月間入院する場合、介護給付費の算定はできるのか。	1か月を通じて、自宅にいないような場合には、サービスを利用できる状態にないため、介護給付費の算定はできない。